

2005年から始まった災害対策

より効果的な防災対策に向け 法制度面での取り組み進む

台風、豪雨、地震など、日本を襲う多種多様な災害を防ぎ、被害を軽減するには、設備の拡充はもちろん、平常時から法律・制度を整え、定期的に訓練をしておくことが必要となる。
ここでは、2005年度の取り組みの一部を紹介する。

地震対策

2005年10月に「改正耐震改修促進法」が成立した。この法律によって、学校、病院、百貨店などの耐震診断や改修を進めるための数値目標を含む計画作成が、都道府県に義務付けられた。国土交通省は、建築物の耐震化率を05年からの10年で90%までにする目標を掲げて基本方針を策定した。

道路関係では、耐震化事業として05年度から07年度にかけての3ヶ年で、緊急輸送道路の橋梁耐震補強、新幹線や高速道路をまたぐ橋梁の耐震補強をおおむね完了させる計画も決定した。



◀ 阪神・淡路大震災で倒壊したビル（神戸市兵庫区）
〔写真提供 / 読売新聞社〕

水防法改正

特別警戒水位

2005年に水防法が改正され、洪水予報河川以外の主要な中小河川（水位情報周知河川）で「特別警戒水位」が設定された。中小河川では、流域面積が小さく洪水予報を行う時間的余裕がないことから、避難の参考となる特別警戒水位を設定し、水位の到達情報を提供している。

中小河川のハザードマップ

水防法改正により、洪水予報河川以外の主要な中小河川（水位情報周知河川）でも浸水想定区域を指定することとなった。浸水想定区域を含む市町村は、浸水想定区域および想定される浸水深を表示した図面に避難場所等を記載したハザードマップを作成することなどが義務付けられた。

津波対策

津波ハザードマップ

内閣府、国土交通省、農林水産省は共同で、「2004年津波・高潮ハザードマップマニュアル」を作成した。これは市町村が「津波ハザードマップ」を作成・公表するのを支援するためのものだ。現在、海岸保全地域を持つ全国の991市町村のうち95市町村が「津波ハザードマップ」を用意している。

大規模津波防災総合訓練

2005年7月23日、和歌山県御坊市の日高港で、国土交通省の主催により大規模津波防災総合訓練が実施された。スマトラ島沖地震による津波災害を踏まえ、東南海・南海地震が同時発生し大津波が襲来した想定のもと、住民避難から復旧支援まで行う全国で初めての大規模な津波防災総合訓練となった。

参加機関は、国土交通省近畿地方整備局、第五管区海上保安本部、和歌山県御坊市など約40機関が参加した。参加人数は、同時開催された他地区も含め、約2万5000人に達した。



訓練に参加した北側国土交通大臣（和歌山県御坊市）〔写真提供 / 近畿地方整備局〕